# 三月の養豚

今月は春仔豚の分娩季節です。長い冬期間の苦労もこの日あるを期待しての管理であったわけですから、チョットの油断で今までの苦労を水の泡にしないように心掛けましょう。

寒さがやわらぐにつれ、豚の食欲も次第に増してきます。春の彼岸ともなれば、朝も相当早くから日が当るようになるので、エサもなるべく早目にやるようにするとともに、防寒設備も徐々にとりはずし、新鮮な空気と日光を入れてやりましょう。

**着眼点**

一、彼岸を過ぎたら防寒設備はなるべく早く取り去る。

二、伸びてきた雑草などは無駄なく利用し、冬期間の青物の不足を補う。

三、分娩準備。豚房の消毒を安全に。

四、分娩に当っては細心の注意を払い、いつもの管理者以外は立寄らないこと。

**豚房の掃除と消毒**

分娩予定の一週間か一〇日前になったら、豚房の床のコンクリートを水でよく洗った後三%のクレゾール石鹸液をまいて消毒します。これは寄生虫の予防に大変効果があります。

**分娩前後の エサの与えかた**

分娩予定日の一週間位前からエサの量を少しずつ減らし、分娩当日には半分位までに減らします。その代り青物類を増してゆきます。これは妊娠末期に起りやすい便秘の予防になり、また分娩直後の乳房炎の予防にもなります。

分娩後一週間位は、お産のつかれがまだなおらないし、仔豚もまだあまり乳を吸わないので、消化のよい飼料を少し与えるようにします。

飼料が多過ぎると、乳房が張りすぎて乳房炎をおこす原因になります。

**乳頭の持ち分の決定**

仔豚は生後三―四日までほどの乳頭でものみますがそれをすぎると乳頭の持ち分がきまり、一週間もたつと絶対といってよいくらいほかの乳頭にはつかなくなります。

たとえば非常によく泌乳していた乳頭が、その仔豚の死亡などで急にすいたので、ほかの出が悪い乳頭についている仔豚を移そうとしても、今まで飲んでいた乳頭からはなれず、乳量に不足してすっかりやせてしまっても、始めきめたものにすがりついています。

豚の泌乳量は乳頭の位置によっていくらか違います。乳房の中央部の乳頭が一番よく泌乳し、全般的には胸部に近い乳頭の方が、後部にある乳頭よりも泌乳量は多くなります。

また仔豚は、生れたときすでに大小強弱がありがちで、大きく強い仔豚が弱いものをはねのけてよく出るので、乳頭を取ってしまいますから、始めに哺乳させるときはよく注意して、小さくて弱いものはなるべく胸に近い乳頭に、大きくて強いものは後部の乳頭につけるようにすれば、大小の差のある仔豚を同一の発育、よく揃ったものに仕上げることができます。

# 十七頭の元気な仔豚

本多さん

津雲田部落の本多四郎治さんの豚が一月二十七日、十八頭の仔豚を分娩した。現在は十七頭いづれも元気旺盛、親の乳が十四個しかないのに乳の数以上の仔豚をうまく育てようとはチョット野心かな。いやいや左にあらず、日頃の腕前を発揮して立派に育てようと大張切り。

母乳のあたりつかない仔豚には牛乳と人工乳を飲ませて、分娩当初は寝具を持ち込んで親身になっての仔豚育成が始まった。

二百五十ワットの赤外線電球と二個の湯タンポで厳寒の保温も心配なし。

本多さんの熱意に抱かれて仔豚は順調な発育を続けている。

この母豚は今回で七産目、一回の分娩数がいつも十三頭以上であるという優秀な母豚です。

（十七頭の仔豚）

# 間瀬街道土砂くづれに ブルドーザーが出動

## 人力の20人分をわずか20分間で

二月八日午前九時頃、間瀬街道（通称黒岩附近）で十七立方米（約三坪弱）の山くずれがあり、現場はバイクも通れぬ程になった。

この知らせで、役場のブルドーザーが午後出動。福井経由で現場に到着したのが三時四十分頃。

数人がかりで一日もかかりそうな大きな木の根・土砂まじりの岩石等をまたたく間に処理、整地を完了するブルドーザーの威力はさすがに強く、まさに人力の二十人一日がかりの作業をわずか二十分たらずの間に処理し、交通の確保につとめた。

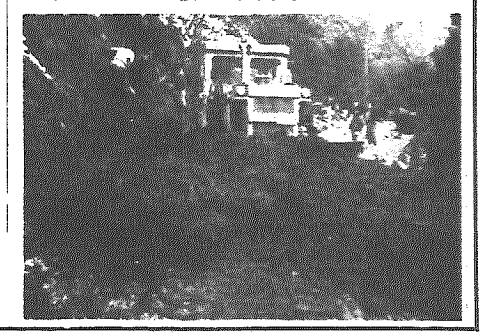

# 納期限が延長される 農地等の生前贈与税

租税特別措置法の一部改正により、農地等を生前に贈与した場合に一定の条件に該当するときは、贈与税の納期限の延長が認められることになりましたのでお知らせ致します。

引続き三年以上農業を経営する個人が昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間にその推定相続人で一定の資格のある者のうちの一人に耕作している農地等の全部の面積を贈与した場合には、その贈与について課せられる贈与税の納期限をその農地等については普通の場合に於ける被相続人の死亡による相続が行なわれたものと同様の税負担で済むことになります。

なお受贈者が一定の資格を有するか否かについては農業委員会が判定の上証明書を交付することになって居り、この特例の適用をうける場合はその申請書について前記の証明書を添付することになって居ります。

その他いろいろの条件等が附されて居りますが細部については農業委員会に相談下さい。



# 所得税・事業税・村県民税の申告について

**所得税の申告期限は３月15日まで事業税・村県民税申告期限は３月20日まで**

上記のように期限は定められていますが，本村の申告指導日程は，次の通り実施したいと計画しておりますので協力下さい。

| 月日 | 場所 | 税目別申告 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 3.6<br>3.11 | 岩室村役場 | **営業者で所得税の確定申告又は事業税の申告をしなければならない者**<br>{該当者には個々に日時・場所を通知してあります} | 村県民税の申告も同時にしていただきます |

| 会場 | 申告日 | 午前9時～12時（部落名） | 午後1時～4時（部落名） |
|---|---|---|---|
| 岩室支所 | 3月 8日 | 新谷，油島，西船越 | 高畑，横曾根 |
| | 3．9 | 夏井 | 西中 |
| 岩室村役場（本庁） | 3．10 | 和納一区，和納二区 | 和納三区，和納四区 |
| | 3．11 | 和納五区，和納六区 | 和納七区，和納八区 |
| | 3．12 | 津雲田，原 | 富岡，高橋 |
| 石瀬公会堂 | 3．13 | 金池，久保田 | 猿ヶ瀬，南谷内 |
| | 3．14 | 石瀬１班～７班 | 石瀬８班～13班 |
| 岩室公会堂 | 3．13 | 岩室上，尻引 | 岩室東，西，下 |
| | 3．14 | 樋曾，田子島 | 橋本 |
| 岩室支所 | 3．15 | 北野，白鳥，潟上 | 西長島 |
| 間瀬支所 | 3．17 | 間瀬一区，間瀬二区 | 間瀬三区，間瀬四区 |
| | 3．18 | 間瀬五区，間瀬六区 | 間瀬七区 |

※指定した申告日には必ずおいでの上申告をして下さい，申告をしないと各種控除を認められない場合があります。
※申告の際は次のものを必ず持参願います。
①印かん　②生命保険の受領証及び保険証書　③健康保険の受診証．源泉徴収表．臨時雇入等使用された場合受領書
④損害保険料受領書（所得税についてのみ適用）

# 昭和39年度分岩室村水稲中庸標準

| 収入 種類 | 実収反収 | 適用反収 | 単価 | 金額 | 必要経費 公租公課 | 種苗代 | 肥料代 | 雇人費 | 農具費 | 償却費 | その他 | 計 | 差引所得 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 玄米 | 503K | 510K | 9.496円 | 48.429円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| わら | | 510 | 16 | 816 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | 49.245 | 1.303 | 268 | 3.442 | 1.625 | 719 | 1.471 | 3.894 | 12.722 | 36.523 |

水稲中庸標準は下記の通り地域区分を定め適用標準とした。

| | 適用部落 | 収入 適用反収 | 単価 | 金額 | 必要経費 | 差引所得 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級地 | 岩室，樋曾，尻引，田子島，橋本，久保田，猿ヶ瀬南谷内，北野，夏井，西中，潟上，白鳥，西長島，横曾根，西船越，新谷，油島，高畑，津雲田，富岡原，高橋，和納１区～和納８区 | K | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 玄米 511 | 9.496 | 48.525 | | |
| | | わら 511 | 16 | 817 | | |
| | | | | 49.342 | 12.778 | 36.564 |
| 2級地 | 金池，石瀬 | 玄米 501 | 9.496 | 47.575 | | |
| | | わら 501 | 16 | 801 | | |
| | | | | 48.376 | 12.678 | 35.698 |
| 3級地 | 間瀬 | 玄米 231 | 9.496 | 21.936 | | |
| | | わら 231 | 16 | 369 | | |
| | | | | 22.305 | 9.978 | 12.327 |

# 普通畑標準

| 適用区域 | 所得金額 | 適用地域 | 所得金額 |
|---|---|---|---|
| 間瀬を除く全部落 | 9.858円 | 間瀬 | 5.166円 |